

令和6年第2回辰野町議会定例会会議録（19日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開会年月日 令和6年3月18日 午後2時00分

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	古村 幹夫	2番	松澤 千代子
3番	栗林 俊彦	4番	吉澤 光雄
5番	牛丸 圭也	6番	小澤 睦美
7番	向山 光	8番	樋口 博美
9番	高木 智香	10番	林 政美
11番	本田 光陽	12番	小林 テル子
13番	津谷 彰	14番	舟橋 秀仁

5. 会議事項

- 日程第1 議案第12号 辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第14号 辰野町介護保険条例の一部を改正する条例について  
議案第15号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第16号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
議案第27号 債権の放棄について
- 日程第3 議案第1号 令和6年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費  
議案第2号 令和6年度辰野町上水道事業会計予算  
議案第3号 令和6年度辰野町下水道事業会計予算  
議案第8号 令和6年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第4 議案第1号 令和6年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費  
議案第4号 令和6年度辰野町国民健康保険特別会計予算  
議案第5号 令和6年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第6号 令和6年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第7号 令和6年度町立辰野病院事業会計予算

- 議案第 9 号 令和 6 年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 23 号 令和 5 年度辰野町一般会計補正予算（第 12 号）
- 日程第 6 議案第 26 号 令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第 8 議員提出議案の審議について  
 発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について  
 発議第 2 号 政治資金規正法に関わる疑惑解明と是正措置を求める意見書の提出について  
 発議第 3 号 国の指示権を拡充する地方自治法の改正について慎重な議論を求める意見書の提出について
- 日程第 9 辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 10 議会閉会中の委員会の継続審査について
- 日程第 11 議員派遣について

#### 6. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	武 居 保 男	副町長	山 田 勝 己
教育長	宮 澤 和 徳	代表監査委員	中 村 文 昭
総務課長	加 藤 恒 男	まちづくり政策課長	三 浦 秀 治
住民税務課長	菅 沼 由 紀	保健福祉課長	竹 村 智 博
子育て応援課長	高 倉 健一郎	産業振興課長	岡 田 圭 助
事業者支援担当課長	菅 沼 隆 之	建設水道課長	宮 原 利 明
会計管理者	上 島 淑 恵	学校支援課長	小 澤 靖 一
学びの支援課長	福 島 永	辰野病院事務長	桑 原 さゆり

#### 7. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 桑 原 高 広  
 議会事務局庶務係長 小 林 志 帆

#### 8. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 4 番 吉 澤 光 雄  
 議席 第 5 番 牛 丸 圭 也

#### 9. 会議の顛末

##### ○議会事務局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

##### ○議 長

皆さん、こんにちは。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 2 回定例会、第 19

日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

令和 6 年 3 月議会定例会総務産業常任委員会審査報告。本定例会初日、当委員会に付託されました議案第 12 号の審査結果を報告します。3 月 11 日 14 時から委員全員が出席し、議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由は会計年度任用職員の待遇改善を図るために条例の一部を改正するものです。内容としては勤勉手当として令和 5 年度までは支給されていなかったものが、令和 6 年度からは勤務時間、週 20 時間以上の会計年度任用職員を対象として、月給として年間 1.0 箇月、時給として 0.5 箇月支給されるものです。「対象は何人ぐらいになるか」との質疑に対し「200 人ほどが対象となる」との答弁でした。「勤務時間がばらばらであり何を基準とするのか」との質疑に対し「平均の実績値を見る」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。以上、委員長報告とさせていただきます。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 12 号、辰野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。日程第 2、議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例につい

て、議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 16 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第 27 号、債権の放棄について、以上 4 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和 6 年 3 月定例会条例審査の報告をいたします。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました議案 14 号、15 号、16 号及び 27 号の審査結果を報告いたします。3 月 11 日、12 日福祉教育常任委員会室において委員全員が出席、12 日は 10 時 30 分より 1 名欠席で担当課職員に内容説明を求め審査を行いました。議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例については、第 9 期辰野町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の開始及び介護保険法施行令の一部を改正するに伴い、介護保険料の改定を含め条例の一部を改正するものです。「介護保険料が改正することで大きな変化はあるのか」の質問に対して「基準金額を前年と同額の 5,000 円としているので大きな変化はない」との答弁でした。議案第 15 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、上位法令の改正に伴い改正されるものです。今回の改正のポイントは 1. 書面掲示の規制を見直すこと、2. 管理者の兼務範囲の明確化をすること、3. 身体的拘束等の適正化を推進することの 3 点ですとの説明でした。議案第 16 号、辰野町地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、上位法令の改正に伴う条例の一部を改正するもので、議案第 15 号の改正と同様の改正で、介護予防サービスに関する改正である。介護予防認知症対応型通所介護事業所における管理者が兼務できる事業所等の範囲について、同一敷地でない事業所また施設でも従事できるよう明確化する改正である等の説明を受けました。議案第 27 号、債権の放棄については、居所不明、本人死亡などの理由から町立辰野病院の診療費一部負担金 27 件、合計 131 万 7,942 円の債権放棄するものです。特筆すべき質問はありませんでした。福祉教育常任委員会に付託され

ました条例審査 4 件は採決の結果、委員全員一致にて可決すべきものと決しました。  
以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。はじめに議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 場

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号、辰野町介護保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 15 号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 16 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に

については、委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第 27 号、債権の放棄についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 27 号、債権の放棄については委員長報告のとおり可決されました。日程第 3、議案第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出のうち 1 議会費、2 総務費、4 衛生費のうち水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、9 消防費、12 公債費、14 予備費、議案第 2 号、令和 6 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 8 号、令和 6 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上 4 議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（古村）

令和 6 年度予算審査について。本定例会初日、議案第 1 号から議案第 9 号の中で、当委員会に付託されました議案について審査結果を報告します。3 月 11 日午前 9 時から全員協議会室において総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと、町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から、令和 6 年度辰野町一般会計予算のうち、歳入全部について説明を受け質疑を行いました。また、同日午前 10 時 20 分から及び 3 月 12 日午前 9 時から総務産業常任委員会室において委員全員が出席し、担当職員出席のもと慎重に審査を行いました。さらに 3 月 13 日午前 9 時から 6 箇所の現場調査を実施しました。以下、その概要を報告します。議案第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計予算の審査結果を報告します。歳入についての質疑は 3 月 11 日の合同委員会に全員出席したため省略します。また当委員会で歳入に関しての質疑討論に特記すべきものはございませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全般について、当委員会では特に異議はなく全員一致により可決すべきものと決しました。続いて歳出について報告します。議会費は、議場放送設備などが計上されました。放送設備更新についての質疑に対し「老朽化した音響設備更新に併せ議場に大型モニターを設置し、傍聴席からも全体を見えやすくするほか、インターネットにより同時中継ができるようにする」との答弁がありました。総務費の

うち、会計管理費では 10 月からの全国的な内国為替制度の改定に伴い、振込手数料が新設されることが増額要因になっているとの説明がありました。「内国為替制度とは何か」との質疑に対し「金融機関間の振り込みに際して、振込元の金融機関から受け取り側の金融機関に運営費として手数料を払う制度。辰野町では 2024 年 10 月から適用される」との答弁でした。財産管理費として庁舎のエレベーター設置工事、危機管理防災事業費として避難所の空調設備工事更新などの事業計画が報告されました。エレベーター設置工事では、設置予定箇所に給排水の施設と県の防災行政無線施設の一部があるため、こちらの移設・更新工事も併せて実施するとの説明がありました。「全避難所への空調設備設置には何年かかるか」との質疑に対し「まだ試算は出来ていないが、収容人員が多く広域の避難所として使用できるところから着手していく」との答弁でした。町財産管理費では、辰野公園のトイレ修繕の実施、企画費では川島小学校跡地利用検討委員会の報酬とアドバイザーに対する報償、指定管理施設への指定管理料などのほか、上伊那広域連合負担金について説明がありました。「広域連合の負担金の算定基準と主な事業内容は」との質疑に対し「人口割等により割り当て。主な事業はシステム運用、ごみ処理施設、障がい者・介護保険事業等が主な事業」との答弁でした。「地域おこし協力隊の多文化共生の活動内容は」との質疑に対し「外国人相談や窓口での通訳、医療機関受診のサポートなど多岐にわたる」との答弁でした。川島小学校の跡地利用については、町全体の財産であると捉えしっかり検討していくことが重要との意見が出されました。戸籍住民基本台帳費では、老朽化したカードプリンタの購入やコンビニ交付証明書交付センター負担金について説明がありました。「マイナンバーカードの交付状況は」との質疑に対し「2 月 29 日時点で 1 万 5,305 枚、交付率で 82.24%」との答弁でした。「1 万 5,305 枚の交付数には転出・死亡者は除外されているか」との質疑に対し「再発行分は除外しているはずだが、死亡者については除外できていない可能性がある」との答弁でした。これに対し人口動態を反映した正確な交付数の把握を担当課に求めました。衛生費の内、水道費は桑沢浄水用水施設負担金、上水道事業会計補助金であり、旧簡易水道 7 地区の建設改良費企業償還金、人件費、水質検査の補助金などの内容との説明がありました。「浄化槽の補助金を 2 基分で計上しているが毎年そのぐらゐの実績があるか」との質疑に対して「実績に基づいて 2 基分を計上している。年によっては実績がゼロになる年もある」との答弁でした。農林水産業費は新規就業者支援や地産地消の取り組み強化など、農

業振興を目的とした様々な事業が計上されています。「農業総務費が 359 万円減となっている要因は」との質疑に対し「農集排事業への繰出しに関連し下水道事業会計補助金が減額されている」との答弁でした。農業委員会事務局体制に関する質疑では「職員が 1 名減となり厳しいが、会計年度任用職員の活用など人材確保に努める」との答弁でした。町内生産森林組合に対する支援についての質疑では「予算査定の中でも長い時間をかけて検討してきたが、今回解決には至っていない」との答弁でした。商工費は 7 億 978 万円で前年度比 4.9%の増額です。地域おこし協力隊報償、活動負担金に関する増額の説明を受けました。「地域おこし協力隊の報償費が他の協力隊に比べて高いのはなぜか」との質疑に対し「8 月までは 2 名体制での報償費が計上されている」との答弁がありました。観光費に関してサイクルツーリズムの取り組みでは「国道 153 号線のサイクリングロードについて安全性への指摘はないか」との質疑に対し「今後問題があればルート変更の可能性もある」との答弁でした。土木費のうち土木総務費の住宅・建築物耐震診断委託料として 6 万 5,000 円掛ける 10 件、住宅リフォーム補助金として 11 万円掛ける 60 件分が計上されています。緊急自然災害防止対策事業は、町道 1 号線の舗装補修、通学路緊急対策交通安全事業費では、町道 8 号線の歩道改良工事が予定されています。「木造住宅耐震改修補助金を県が上げた場合、町も上げるか」との質疑に対し「県の説明等が行われていないので何とも言えない。県の動向を見ながら検討する」との答弁でした。「公有財産購入 30 万円の内容は」との質疑に「緊急的に用地取得が必要な場合の予算」との答弁がありました。消防費は 2 億 7,281 万 6,000 円で、内訳は常備消防費として上伊那広域消防負担金が 2 億 648 万 1,000 円、非常備消防費として 6,633 万 5,000 円です。「消防団員が不足している中で組織維持のための方策は」との質疑に対し「本格的に動いてはいないが機能別消防団と合わせながら必要なところで対応していく」との答弁でした。公債費と予備費に関しては特筆すべき質疑はありませんでした。以上、一般会計予算の歳出について採決した結果、全員一致により可決すべきものと決しました。続きまして議案第 2 号、令和 6 年度辰野町上水道事業会計予算の審査結果を報告します。上水道事業費用は飯沼・駒沢浄水場膜モジュール洗浄委託などが計上されています。また、配水及び給水費は修繕費として樋口、赤羽、大石平、小野山口、中村、下村での量水器取換工事を予定していると説明を受けました。質疑では上水道事業認可変更業務委託料について説明を求めたことに対し「新しい水源の開発に関する変更認可の申請業務委託料。場

所は富士山グランド付近」との答弁でした。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 3 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計予算についての審査結果を報告します。事業工事はマンホールポンプの更新、修繕及び中継ポンプ場の機械設備保守及び辰野水処理センターほか耐震改築工事が主なものと説明を受けました。「下水道基本計画見直しの目的は」との質疑に対し「現行の計画期間が切れるため次期の事業計画の認可を受ける必要がある」との答弁でした。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。議案第 8 号、令和 6 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算についての審査結果を報告します。「一般管理費の内容は」との質疑に対し「センター設備等のデータ通信用機器の維持管理費が主なもの」と答弁がありました。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。また現場調査において特記すべき質疑はございませんでした。総務産業常任委員会に付託された令和 6 年度予算審議に関する 4 議案の審査結果は以上のとおりです。なお、本委員会審査において要望事項 1 件を提出いたします。令和 5 年 9 月定例会にて産業振興課が担う役割が多岐にわたる中において、人材の不足による業務の停滞が心配されるとして、適材・適所の人員配置の検討を要望した経緯がありますが、残念ながら新年度予算の中に反映されていませんでした。第 6 次総合計画では「一人ひとりの活躍が作り出す 住み続けたいまち」にふさわしい土地利用を総合的かつ計画的に行うとされています。宅地開発、企業誘致、農業振興など様々な視点から町全体の均衡ある発展を目指す際には、適正な土地利用の規制、誘導が欠かせず、特に計画的な農地利用を進めるためには農業委員会事務局を担う産業振興課が果たす役割は非常に大きなものであると言えます。しかし、その他重要事案が集中する現行の体制ではその責務を十分に果たすことが難しいと考えられます。今後はまちづくり政策課など関係部署とより積極的に連携し、課題解決に取り組むとともに必要な人員確保を行うことを要望します。なお私、訂正を 1 件させていただきたいと思います。本定例会初日、議案第 1 号から議案第 9 号の中でと申し上げましたが、議案第 8 号の誤りであります。訂正いたします。以上、総務産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第 4、議案第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計予算の歳出のうち 3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、10 教育費、議案第 4 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 6 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計予算、議案第 9 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 6 議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、小林テル子議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（小林）

令和 6 年 3 月定例会、福祉教育常任委員会、委員長報告をさせていただきます。本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました、議案第 1 号、歳出のうち 3 民生費、4 衛生費（水道費を除く）、議案第 4 号、5 号、6 号、7 号、9 号についての審査状況を報告いたします。3 月 11 日午前 9 時から全議員による一般会計歳入の説明を受けたあと、同日午前 10 時 20 分から、また 12 日午前 9 時から福祉教育常任委員会室において委員全員出席、12 日は 10 時 30 分から 1 名欠席で、教育長、担当課職員出席のもと慎重に審査を行いました。また 13 日は午前 9 時から現場審査を 3 箇所実施いたしました。以下、新規事業、主要事業を主とした概要を報告いたします。議案第 1 号、一般会計予算、歳出のうちの民生費について報告します。前年当初予算比 7.2% の増額となっています。社会福祉総務費では、新規事業はボランティアセンター照明 LED 化及び研修室床改修工事です。社会福祉費では高齢者補聴器購入費用助成事業が新規事業で、上限額 3 万円を補助するものです。老人福祉費では高齢者いこいサロン照明 LED 化改修工事が新規事業となります。質疑では「社協の老人福祉センター移転についてはいつ頃になるのか」の質問に対して「移転は実施するが利用者団体からの意向を聞き取り内部改修をして改修後ですので、改修が令和 7 年度くらいまでかかりそうです」という答弁でした。児童福祉費では子ども・子育て会議を計上していますが、子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めるためのものですとの説明でした。続いて衛生費について報告します。前年当初予算比 15.5% の増額となっています。予防費で新規事業として帯状疱疹ワクチン接種費用助成を行います。主な質疑としては「対象年齢を 50 歳からとしているのは」の質問に「50 歳以上で発症率が急激に上がっているため」との答弁でした。環境衛生費は「2050 ゼロカーボンたつの」の実現や課題解決に向けた取り組みとして、啓発イベン

ト、ゼロカーボン推進のための各種助成事業に関するものが主なものです。「推進補助金が多岐にわたっており、町民への周知を資料も含めてしっかり実施してほしい」と要望が出されました。また伴走型相談支援事業は、妊婦や子育て世代に寄り添い、

届出の面談支援や経済的支援として妊娠届出時、出産時それぞれ 5 万円の子育て応援金を給付するものとの説明を受けました。続いて教育費について報告します。前年当初予算比 5.0%の減額です。教育総務費では学校体育館の照明 LED 化改修工事、給食室空調設備改修工事費用等を計上しています。質疑としては「一時預かり事業補助金の中の子育てのための施設利用給付金の対象は」の質問に対して「ヨゼフ幼稚園に対するものです」の答弁でした。「ICT 機器、タブレットの更新の時期がやってくるが」の質問に対しては「令和 6 年度よりリースのタブレットは再リースをして、購入品については随時更新する」との答弁でした。社会教育総務費では、ウォーターパーク跡地利用方針計画業務委託料が主なものとの説明を受けました。採決の結果、一般会計の歳出のうち当委員会に付託された部分については、全員一致により可決すべきものと決しました。続いて議案第 4 号、国民健康保険特別会計予算について報告します。予算総額は、前年度比 3,038 万 2,000 円の増額です。被保険者数は年間平均 3,510 人で加入率は 4%の減少です。39 歳以下の被保険者と 65 歳から 74 歳の被保険者が減少しているとの説明でした。所得割の比率を上げ資産割を下げる、保険税率が改正になりましたが被保険者数の減少で、今年度も一般会計繰入金は 1 億 744 万 4,000 円、基金繰入金は 2,017 万 9,000 円を計上しています。基金残高が減少し、また制度改定に伴う負担金、情報センター負担金やシステム改修負担金等が増額となっています。採決の結果、全員一致により可決すべきものと決しました。次に、議案第 5 号、国民健康保険診療所特別会計予算について報告します。診療所を委託している医師から診療の継続が難しいとの連絡があり、受診者数も前年より 2 月現在 49 人減少しています。新たな医師確保は難しくしばらく休診となるものです。令和 6 年度に運営協議会等に諮り今後の方向性を決定していくこととなりますが、予算は予定どおり計上するものです。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。次に議案第 6 号、後期高齢者医療特別会計予算について報告します。団塊世代の加入で被保険者数は 4,328 人で前年度比 242 人の増です。予算総額は前年度比 4,824 万 1,000 円の増額となりました。特筆すべき質問はなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。議案第 7 号、辰野病院事業会計予算について報告します。新型コロナウイルス感染症

が 2 類から 5 類に移行になり対応に変化があり、またマイナ保険証や処方箋の電子化など医療を取り巻く環境が大きく変化をしている中で、公立病院の役割を明確にしていくための経営強化プランを策定したと説明がありました。令和 5 年度患者数は入院、外来ともに減少していて厳しい経営状況であり、令和 6 年度診療報酬が改定となるため収益的収入は、前年比 3.7%増の 8,421 万 5,000 円の増額との説明がありました。主な質疑としては「居宅介護事業は予算から収支マイナスだが、事業計画はどのようになっているのか」との質問に対して「単独事業では収支はマイナスだが、事業連携で効果が得られている」との答弁でした。採決の結果、可決すべきものと決しました。議案第 9 号、介護保険特別会計予算について報告いたします。予算総額は前年度比 6,590 万 7,000 円の増額となりました。介護予防・日常生活支援総合事業や、一般介護予防事業を実施するほか、地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業が主なものであり、今年度は新しい制度に対応するものです。主な質疑として「歳入の介護保険料が減額となっている理由は」の質問に「第 1 号被保険者保険料は今年度保険料には変更はないが、被保険者数が減少しているためとそれからもう一つ低所得者保険料の軽減割合が引き下げられたため」との答弁でした。「歳出で、サービス給付等負担金が 6,800 万円と増額になっているが」の質問に対しては「小規模多機能施設が開設したことによるもの」との答弁でした。採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。福祉教育常任委員会に付託されました令和 6 年度予算審議に関する議案の審査の結果は以上のとおりです。また、3 月 13 日、辰野中学校生徒玄関西側舗装工事及び第 2 体育館照明 LED 化改修工事、辰野東小学校給食室床改修工事、給食室空調設備改修工事、病児病後児保育施設建設工事、辰野病院駐車場整備工事の現場審査を実施いたしました。採決の結果全員一致で可決すべきものと決しました。今回の予算審査において、町長への要望すべき事項が出されましたので、以下のとおり 2 つの事項を要望いたします。1. 令和 6 年度予算案には国の異次元の少子化対策を軸とした、子育て支援施策が様々なメニューで新規事業として盛り込まれています。躍進の年となる辰野町の本年、辰野町の子育て支援の更なる拡充と推進に期待するところであります。そこで福祉教育常任委員会では第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、子育て施策の基本となる子どもの権利に関する条例が必要と考えます。子ども・子育て支援事業計画の上位ともいえる子どもの権利を守る条例の制定を求めます。2. 辰野町の地域医療を支える辰野病院ですが、令和 6 年度の

予算とともにコロナ後の町立辰野病院経営強化プランが提示され、パブリックコメント中です。公立病院の経営環境の難しさは理解しながら、訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援事業に今以上に力を入れ、不採算部門をつくらない経営体制を確立していただきたく、より具体的な事業計画の提示を要望いたします。以上、福祉教育常任委員会、委員長報告を終わりにいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。ただいまの審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので町長より答弁を求めます。

○町長

はい。ただ今、両委員会より要望事項がございましたので、それぞれ答えさせていただきます。はじめに総務産業常任委員会から提出された要望事項にお答えします。総合的かつ計画的な土地利用はまちづくりの基盤をなすものであり、農地利用の最適化など産業振興課が担う業務は重要です。加えて現在は有機農業の推進、農地の地域計画の作成、かやぶきの館あり方検討などこれまでにない大きな課題に直面しており、産業振興課だけでは対応しきれない状況にあることは承知しております。このことから既に同課だけではなく、いくつかの課題については他の長期的課題等のプロジェクト同様、複数の関係課が協力して対処しておりますので、今後も状況に応じて庁内での組織横断的な連携体制の中で対応してまいります。今後、辰野町では人口減少に伴い、町税や地方交付税などが減少し、財源確保が一層厳しくなる中、人件費増加は大きな課題です。将来持続可能な自治体として健全財政を維持していくためには、職員の増員に対して慎重にならざるを得ません。現在の限られた職員数の中で工夫し、配置が困難な場合は外部人材を期間限定で確保することも検討してまいります。続きまして福祉教育常任委員会から提出された要望事項にお答えします。子どもの権利や基本的な理念について、子ども基本法に既に定めがありますので条例制定の必要性は薄いと考えておりますが、各市町村のこども施策を進めるうえで根拠として必要と判断し、条例を制定している例もみられることから、こうした他市町村の動向にも注視しながら、来年度改定予定の「子ども・子育て支援事業計画」の検討と併せて、子ど

も・子育て会議等で研究してまいります。今後、町立辰野病院経営強化プランで掲げた令和 9 年度の目標達成に向け、各部門で長期的な事業計画を策定してまいります。また、安定した経営を目指すためプロジェクトチームを立ち上げ、各部門の計画を共有・実績を検証することで連携強化し、経営改善できるよう研究してまいります。具体的な計画がまとまりましたら、議会にもご報告申し上げるとともに辰野病院のホームページで公表してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議 長

次に委員長報告の行われました日程第 3、議案第 1 号から日程第 4、議案第 9 号までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。初めに議案第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号、令和 6 年度辰野町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。次に議案第 2 号、令和 6 年度辰野町上水道事業会計予算、議案第 3 号、令和 6 年度辰野町下水道事業会計予算、議案第 4 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険特別会計予算、議案第 5 号、令和 6 年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第 6 号、令和 6 年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 7 号、令和 6 年度町立辰野病院事業会計予算、議案第 8 号、令和 6 年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、議案第 9 号、令和 6 年度辰野町介護保険特別会計予算、以上 8 議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号から議案第 9 号につきましては委員長報告のとおり可決されました。日程第 5、議案第 23 号、令和 5 年度辰野町一般会計補正

予算（第 12 号）を議題といたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

○吉 澤（4 番）

補正予算 12 号の 15 ページ、0205 財産管理事業、減債基金積立金 2,736 万 4,000 円  
これ今回積み立てる理由とですね、これと同額のが歳入の地方交付税の増額に計上さ  
れてますけども、その関係について説明いただきたいと思います。

○まちづくり政策課長

それでは議員のご質問にお答えしたいと思います。減債基金積立金の 2,736 万  
4,000 円につきましては、9 ページの 12 款、地方交付税の補正額にも連動している  
ところでございます。こちらにつきましては令和 5 年度の普通交付税の再算定によりま  
して、臨時財政対策債費に令和 6 年度及び令和 7 年度における、臨時財政対策債の元  
金の償還の一部を今後償還するために措置されたものでございます。令和 5 年度は減  
債基金として積み立てを行いまして、令和 6 年度以降に取り崩しまして、償還の財源  
に充当していくという関係性のものでございます。12 月に普通交付税の変更決定を受  
けまして、ここで補正予算をするものであります。以上であります。

○議 長

よろしいですか。ほかにありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑討論を終結いたします。これより議案第 23 号、令和 5 年度辰野町一般会計補  
正予算（第 12 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決す  
るにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。日程  
第 6、議案第 26 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題と  
いたします。これより質疑討論を行います。ありませんか。

（議場 なし）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 26 号、令和 5 年度辰野町介護保険  
特別会計補正予算（第 4 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のと

おり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議案第 26 号、令和 5 年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)は原案のとおり可決されました。ただいまより暫時休憩といたします。再開時間は 15 時 5 分といたします。

休憩開始 14 時 50 分

再開時間 15 時 05 分

○議長

再開いたします。日程第 7、請願陳情についての委員長報告を議題といたします。本定例会初日に総務産業常任委員会へ付託となりました、陳情第 2 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 3 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 4 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書、陳情第 5 号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書、以上 4 件について、総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、古村幹夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(古村)

令和 6 年 3 月定例会、陳情審査委員長報告。本定例会初日に当委員会に付託されました、陳情第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号の 4 件の審査結果を報告します。3 月 13 日午前 11 時 30 分から総務産業常任委員会室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。以下、その概要を報告いたします。陳情第 2 号、国土交通省告示第 98 号の履行に関する陳情書、陳情第 3 号、最低制限価格の設定に関する陳情書、陳情第 4 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書。提出者は、一般社団法人長野県建築士事務所協会会長、土屋長命氏、同じく上伊那支部長、宮下治氏。本陳情 3 件は、令和 3 年 12 月定例会及び令和 5 年 3 月定例会に提出された陳情書と件名、提出者、趣旨は同じであり既に採択されています。今回の陳情 3 件も反対意見は特になく、採決の結果、全員一致により採択すべきものと決しました。陳情第 5 号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書。提出者は日本国民救援会上伊那支部支部長 西村吉次氏。趣旨として再審は、誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済するための制度であり、日本国憲法

の理念に基づいて無実の者が処罰されることを防ぐために存在しているが、現行の再審制度には問題があり、改正が必要だとするものです。そのうえで全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止の2点について政府及び関係機関に意見書の提出を求める陳情です。審査における主な意見として、反対意見として「今回の議論は被告人側からの話しか上がっておらず、本来は検察側、被告側双方の意見を踏まえた議論がなされなければいけないはずだが現状としては進んでいない。現時点でいわゆる法制度化手続き見直し等というのはまだ納得できないところがある」という意見が出されました。賛成意見としては「検察側が証拠開示を全面的に行っていないため検察有利な形で裁判が進行してしまう」「再審開始決定後に検察が不服申し立てなど上訴し、いたずらに裁判を長引かせることは無実であった人を苦しめることになっている」などの意見が出されました。採決の結果、賛成5反対1となり、採択すべきものと決しました。以上、陳情4件に対する総務産業常任委員会の審査結果を報告しました。賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長

ただいまの委員長報告に対し、はじめに陳情第2号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第2号、国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に陳情第3号、最低制限価格の設定に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 3 号、最低制限価格の設定に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 4 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書について質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 4 号、耐震診断・耐震改修に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。次に、陳情第 5 号、えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書について、質疑を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより陳情第 5 号、えん罪被害者を一刻も早く救済する

ために再審制度の速やかな改正を求める意見書の提出に関する陳情書を採決いたします。お諮りいたします。この陳情に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 なし)

○議長

ご異議なしと認めます。よって本件は委員長報告のとおり決しました。日程第 8、議員提出議案の審議について。はじめに発議第 1 号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 1 号 朗読)

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより発議第 1 号、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出についてを採決いたします。この評決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13 名)

○議長

起立多数です。よって発議第 1 号は可決されました。次に発議第 2 号、政治資金規正法に関わる疑惑解明と是正措置を求める意見書の提出について、発議第 3 号、国の指示権を拡充する地方自治法の改正について慎重な議論を求める意見書の提出について、以上 2 件を一括議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第 2 号、発議第 3 号 朗読)

○議長

ここで提出者であります古村幹夫議員より提案理由を求めます。

○古村(1番)

発議第2号、総務産業常任委員会発議にかかる政治資金規正法に関わる疑惑解明と是正措置を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。現行の政治資金規正法は、政治家や政党が選挙活動や政治活動に必要な資金を適切に運用・公開するための法律です。しかし今般、政治資金に関する不正疑惑が報じられており、国民の信頼を大きく失っています。今後国民からの信頼を回復するためには政治家や政党が収支報告書を正確に記載し、国民に対して透明性を保つことが求められています。さらに不正行為を行った場合、厳しい罰則を科すことで、不正を抑止することを目指していく必要があります。このことから国会と政府に意見書を提出し、問題の全容解明と再発防止を強く求めるものであります。次に発議第3号、総務産業常任委員会発議にかかる国の指示権を拡充する地方自治法の改正について慎重な議論を求める意見書の提出について提案理由を申し上げます。第33次地方制度調査会の答申を受け、内閣は今通常国会に地方自治法改正案を提出しました。改正案では、大規模な災害、感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響及ぼす事態への対応に関し、個別法に規定がなくても、自治体は国の指示に従う法的義務を負うこととなります。これまで、地方分権一括法により、国と地方公共団体は、それ以前の主従関係から対等・協力の関係とされており、国の地方公共団体への関与は個別法と一般ルールに基づいて、必要最小限かつ地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされてきました。国の地方への関与は、国民の生命、身体又は財産の保護のため緊急に自治事務的確な処理を確保する必要がある場合等、特に必要と認められる場合に限定されていましたが、今回の改正は、これ以外にまで拡充するものであり、国の不当な介入を誘発するおそれが高いことが懸念されています。災害についても、日本では災害対応自治体を市町村とした上で、補完性の原則により国や都道府県の関与を可能としています。改正案は、これまで積み上げてきた現在の枠組みの意味を考慮しないものであります。国の指示権を拡充する地方自治法の改正は、地方自治と地方分権改革の根底を揺るがしかねないものであり、その審議において、慎重な議論を行うことを求めるものであります。以上、総務産業常任委員会、全員一致で委員会で意見書を提出することに決しました。全議員の賛同をいただき、原案可決をいただきますようお願いし提案理由といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(議場 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。はじめに、発議第 2 号、政治資金規正法に関わる疑惑解明と是正措置を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13 名)

○議長

全員起立です。よって発議第 2 号は可決されました。次に、発議第 3 号、国の指示権を拡充する地方自治法の改正について慎重な議論を求める意見書の提出についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立 13 名)

○議長

全員起立です。よって発議第 3 号は可決されました。日程第 9、辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。選挙につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推薦の方法にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。続いてお諮りいたします。指名推薦の方法につきましては、議長が指名することにしりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。ただいまから選挙管理委員 4 名及び同補充員 4 名の指名を行いますが、事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長

(朗 読)

○議 長

お諮りいたします。ただ今の選挙管理委員及び同補充員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

ご異議なしと認めます。よってただ今指名いたしました、選挙管理委員 4 名及び同補充員 4 名が当選されました。次に補充員の繰り上げ順位を決めます。最初に抽選の順位を決める抽選を行います。小野・川島・上島地区、伊那富地区、唐木沢・辰野地区、竜東地区からそれぞれ 1 名が当選されましたので、この順に抽選して順番を決めます。各地区の代表者の席を回りますので、抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う)

○議 長

それでは抽選の順番を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(地区の順番を報告)

○議 長

続いて同じ地区の代表者により、繰り上げ順番の本抽選を行います。抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う)

○議 長

抽選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(繰り上げ順に氏名を報告)

○議 長

ただ今の報告のとおり、補充員の繰り上げ順位は決定いたしました。日程第 10、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長及び議会運営委員長から別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第 72 条の規定により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。日程第 11、議員派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。法第 100 条第 13 項及び辰野町議会会議規則第 124 条の規定により、お手元に配付したとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。以上で本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで町長からあいさつを受けます。

○町長

閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。東日本大震災から 13 年を経過しましたが、未だ 3 万人近くの方が避難生活を余儀なくされており、改めて震災の過酷さ復興の難しさを痛感する次第であります。先日、輪島市へ避難所の運営支援に派遣した職員が帰庁しましたが、現地は想像以上の状況でせめて避難者の方が少しでも笑顔で過ごせるように心がけて活動してきたとの報告を受けたところです。1 日も早く被災者の皆様のふるさとへの帰還がかない、穏やかに過ごせる日々が戻ることを願ってやみません。さて、2 月 29 日に開会いたしました第 2 回辰野町議会定例会にご提案申し上げました、28 議案すべてを原案どおり可決、承認、同意いただき感謝申し上げます。一般質問では、今回の震災を受けて防災関連のご質問を多数いただいたほか、子育て、教育、産業振興、観光、環境、地域コミュニティの維持など幅広い分野にわたりご質問、ご意見をいただきました。ご提案をいただいた議員各位に心から感謝申し上げます。また今議会では第 6 次総合計画 4 年目の予算となる令和 6 年度の各会計当初予算について「未来に向かって奮い辰！躍動予算」としてご提案、ご説明申し上げご審議いただきました。新年度予算は一般財源の不足が見込まれることから、財政調整基金をはじめとする多くの基金を取り崩し、町債も例年以上に借入れを増やして編成いたしました。急激な人口減少とともに厳しい財政状況が見込まれるところではありますが、町民の皆さんの笑顔があふれる持続可能な未来の辰野町を目指して、議員各位や町民の皆様の英知をお借りしながら、職員と全力で各事業を遂行してまい

る所存でありますのでお力添えをお願いいたします。議員各位の益々のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、3月定例会閉会にあたりましてのあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長

以上で、本日の会議は閉じます。これをもちまして2月29日に開会いたしました令和6年第2回辰野町議会定例会を閉会といたします。19日間の長丁場、大変ご苦労様でございました。

#### 10. 閉会の時期

3月18日 午後3時42分 閉会

この議事録は、議会事務局長 桑原高広、庶務係長 小林志帆の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 4番

署名議員 5番